

## 第6章 基本目標ごとの取組

---



## 第6章 基本目標ごとの取組

### 基本目標1 “そうじゃっ子”の声が届き権利が守られる

#### (1) こども・若者の権利の周知

すべてのこども・若者が多様な人格をもった個として尊重され、希望をもって健やかに育つことができるよう、こどもの権利について、こども・若者自身や周りの大人に対する周知・啓発等を推進します。

| No | 施策                   | 取組の内容                                                                        |
|----|----------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | こども・若者の権利に関する普及啓発    | こども基本法及びこどもの権利条約の趣旨や内容についての普及啓発に取り組むことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く市民に周知します。      |
| 2  | 「総社市子ども条例」の推進        | 次代を担うこどもの育ちを家庭・学校園・地域・事業者・市の役割を明らかにし、地域社会全体で支え合う「総社市子ども条例」の理念を普及啓発します。       |
| 3  | こどもの権利に関する理解促進       | 「こどもの権利」を守るという意識を社会に浸透させるため、家庭、保育・教育、子育て支援機関等において、人権教育を推進し、人権に対する理解を深めます。    |
| 4  | 学校園等における道德教育、人権教育の推進 | 学校園等において、道德教育、人権教育を総合的に推進し、自分の大切さ・他の人の大切さを互いに認め、尊重し合えることができる心豊かなこどもの育成に努めます。 |

#### (2) こども・若者の意見表明・参加の促進

こども・若者や子育て世帯の意見を聴き、施策に反映させる取組を進めるとともに、こども・若者の意見形成・表明に関する支援を行います。

| No | 施策                    | 取組の内容                                                                                |
|----|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | こどもの意見を反映する仕組みづくりの推進  | あらゆるこども・若者の声を広く取り入れられるように、SNS等を活用し、気軽に自分の意見が言える場を創出し、こども・若者目線で施策や事業への意見表明の場の確保に努めます。 |
| 2  | 学校園等運営におけるこどもの意見聴取の取組 | 学校園での日常活動の中で、こどもの意見を聴く場の設定や機会の提供を充実します。                                              |
| 3  | SNS相談支援の体制整備          | 「総社市こども相談LINE」を開設し、今まで相談できなかったこども・若者自身がLINEを通じてさまざまな悩みを相談できる体制を整備します。                |

## 基本目標 2 “そうじゃっ子”が将来に希望をもって生きる

### (1) こども・若者の居場所・活動の充実

すべてのこども・若者が安心して過ごせるよう、多様なニーズに応じた居場所づくりや体験活動の充実、創造・想像する力や好奇心、自尊心、挑戦することを育み、自己肯定感や自己有用感を高められるよう、多世代との交流促進等を推進します。

| No | 施策                            | 取組の内容                                                                                                                                                                    |
|----|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | こどもの居場所づくり                    | こどもが安全で安心して過ごせ、多様な遊び、学び、交流やスポーツ、体験を通じて自主性や創造性を伸ばせるような多様な居場所の確保について、それぞれの公共施設がもつ特徴や機能を活かした利用を踏まえ、検討します。また、現在、地域の人の協力を得て開催している「放課後子ども教室」などのこどもの居場所についても、充実を図ります。           |
| 2  | 「総社市だれもが行きたくなる学校づくりのプログラム」の充実 | 市内すべての認定こども園・幼稚園と小・中学校で協同学習、ピア・サポート等の「総社市だれもが行きたくなる学校づくりのプログラム」を充実させ、いじめ、不登校、非行、ひきこもり等の児童・生徒の減少及び自尊感情の向上を図ります。また、幼稚園・保育所及び認定こども園と小学校、小学校と中学校間の連携の取組や、家庭・地域と連携した取組を推進します。 |
| 3  | 子ども食堂の推進                      | こどもへ温かくて栄養のある食事を提供するだけでなく、友達や地域の人たちの交流を通して、楽しい仲間や絆を深める「子ども食堂」の利用を促進し、こども支援の重要な居場所として周知・啓発に努めます。                                                                          |
| 4  | 学校施設の開放                       | スポーツ振興や地域のコミュニティ、世代間交流の場を提供するとともに、こどもの主体的な活動の促進を図ります。                                                                                                                    |
| 5  | 若者の居場所づくり                     | 若者の意見を丁寧に聴き、魅力的な活動拠点や居場所について検討します。また、空き家などの利活用についても、若者の視点を取り入れ、企業や市民活動団体等と連携しながら検討します。                                                                                   |
| 6  | 地域・学校園・図書館等における読書活動の推進        | 家庭、地域、学校園、図書館などが連携しながら、こどもが自主的に読書活動を行うことができるような環境整備に努めます。                                                                                                                |

## (2) 若者の自立支援の充実

若い世代が、次代を担う人材として自立できるよう、自立する力を伸ばすことができる環境を整備します。

| No | 施策               | 取組の内容                                                       |
|----|------------------|-------------------------------------------------------------|
| 1  | こども・若者への育成支援の推進  | 文化、スポーツ、イベントなどを通じて若者への活動支援を行う個人や団体との連携を図り、活動を推進します。         |
| 2  | 主権者教育の推進         | 総社に愛着をもち、地域の人たちと共に社会の中で生きていくことをさまざまな視点で考えられるような、心の教育を推進します。 |
| 3  | 若者の就労支援の推進       | 正社員・パート・アルバイト等希望する方に就職フェアや面接会などを実施し、就労支援を推進します。             |
| 4  | 障がいのある若者の就労支援の推進 | 障がいのある若者への就職面接会を実施し、職業的自立を支援し、関係機関との連携を図ります。                |

## (3) 結婚・こどもをもつことを希望する若者への支援の充実

多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、自らの主体的な選択によって結婚や子育てを希望する際、その希望を叶えられる環境整備を進めるとともに、次代の親が、将来親になることや生命の大切さについて、乳幼児とふれあうことで実感を持ち、学ぶことができるよう、若い世代からの親育ちの機会の充実に努めます。

| No | 施策                   | 取組の内容                                                                                                                                   |
|----|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 結婚を望む若者への支援の推進       | 未婚化、晩婚化対策として、結婚を望む若者に出会いのきっかけづくりの場を提供し、より多くの出会いにつなげます。                                                                                  |
| 2  | ふれあい体験事業（赤ちゃん登校日）の推進 | 中高生を対象に乳幼児とふれあい機会を提供し、命の大切さ、子育てを行う事の意義などを学ぶ教育を推進します。                                                                                    |
| 3  | プレコンセプションケアの推進       | 婚姻した夫婦で、こどもをもつことを希望する人を対象に、助産師による女性の心身の変化や妊娠・出産の講座を実施します。また、乳幼児ふれあい体験など学ぶ場を提供し、子育てを身近に感じてもらい、将来の妊娠・出産・育児への心構えを持てるように、プレコンセプションケアを推進します。 |

### 基本目標 3 さまざまな困難を抱えた“そうじゃっ子”が安心して生活できる

#### (1) 「児童虐待ゼロ」に向けた体制の強化

児童虐待に関して医療、保健、福祉、教育、警察、地域、関係機関などと連携し、「児童虐待ゼロ」に向けた組織的かつ専門的な対応を行う体制を強化します。

| No | 施策                   | 取組の内容                                                                                                                          |
|----|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 総社市こども家庭センターの機能強化    | 総社市こども家庭センターにおいて、地域のすべての妊産婦・子育て家庭を対象に、児童福祉と母子保健の双方の視点から、子育て情報の提供や相談を受けます。必要に応じてサポートプランを作成し、地域の関係団体やNPO等と連携し、継続的できめ細やかな支援を行います。 |
| 2  | 地域と連携した「児童虐待ゼロ」を推進する | 地域力を結集して、こどもと家庭を見守り、支え合う体制をつくるため、市民を対象に子ども虐待SOSサポーター養成研修会を開催し、児童虐待に対する正しい知識の啓発と、地域での見守りと声かけを強化します。                             |
| 3  | 要保護児童対策地域協議会の強化      | 要支援児童への適切な保護を図るため、関係機関と必要な情報の共有を行うとともに要支援児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。また、年々支援が必要なケースが増加していることから、関係機関とのより一層の円滑な協力・連携体制を強化します。        |
| 4  | 児童虐待予防及び育児不安の解消      | 育児不安や負担感の強い親に対して、臨床心理士によるカウンセリングや保健師による継続的な相談支援等を強化することにより、ストレスの軽減を図り、育児への活力を充実させて、児童虐待予防に取り組みます。                              |
| 5  | 子育て世帯訪問支援事業          | 子育てに困難を抱える妊産婦や家庭に対して、居宅を訪問し、子育てに関する情報提供や家事・育児に関する援助等を行います。                                                                     |

## (2) ヤングケアラー支援の推進

こども・若者自身や家庭，地域等の社会全般にわたり，ヤングケアラーに関する正しい理解を促すための啓発を推進するとともに，「ヤングケアラー孤立ゼロ」の実現のために，関係機関・団体と連携し，本人やその家族を適切な支援につなげるヤングケアラー支援体制の整備を強化します。

| No | 施策                   | 取組の内容                                                                                                                                                                                       |
|----|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | ヤングケアラーに関する普及啓発      | ヤングケアラーの社会的認知度向上のために，研修会や出前講座の実施及び学校園を通じた啓発チラシの配布など広報・啓発に努めます。                                                                                                                              |
| 2  | ヤングケアラーを把握する体制の整備    | 各小学校・中学校において，教育相談やアンケート等で，ヤングケアラーの実態把握に努めます。複合的な問題を抱えているヤングケアラーについて，総社市こども家庭センターを中心に，福祉・介護・医療・関係機関等と重層的に連携を図り，実態把握に努めます。こども・若者自身がヤングケアラーであることに気づき，周囲に支援を求めることができるように，SNS等を活用し，相談できる体制を進めます。 |
| 3  | ヤングケアラーへの支援体制の確立     | 総社市こども家庭センターにヤングケアラーコーディネーターを配置し，ヤングケアラー本人の意向を尊重しながら，健康状態や生活環境等を確認し，各関係機関と調整し，支援体制を推進します。                                                                                                   |
| 4  | ヤングケアラー家庭への具体的な支援の提供 | ヤングケアラーコーディネーターを中心に，関係機関や団体との連携を図り，ヤングケアラー本人の意向に寄り添いながら，相談対応や子育て世帯訪問支援事業など必要な支援やサービスにつなぎます。                                                                                                 |



### (3) ひとり親家庭への支援の充実

こどもが健やかに成長できるよう、ひとり親家庭等の各家庭の課題を把握、整理し、適切な支援を行います。

| No | 施策              | 取組の内容                                                                                          |
|----|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | ひとり親家庭への相談事業の実施 | 総社市こども家庭センター母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭を対象に、生活支援や就業相談など、きめ細やかな対応を行います。                                  |
| 2  | 離婚前後の親への支援      | 離婚後も円滑な親子交流（面会交流）や養育費の支払いが確保できるよう、離婚前からの相談に応じ、必要な支援を行います。                                      |
| 3  | 総合的な自立支援        | 関係機関と綿密な連携を図りながら、生活支援、就業支援、養育費の確保、自立支援教育訓練給付金等の支給、貸付支援などを計画的に取り組み、自立促進を図ります。                   |
| 4  | ひとり親家庭への手当の支給   | 児童扶養手当や遺児激励金、児童年金の支給のほか、ひとり親家庭等への医療費の助成を行います。                                                  |
| 5  | 母子緊急一時保護への支援    | 配偶者等からの暴力により心身の安全が脅かされ、緊急に保護する必要がある女性及び同伴する児童を一時的に保護し、避難所に対し居室及び日常生活用品を提供するとともに、自立に向けた支援を行います。 |

### (4) こどもの貧困を解消するための支援の充実

こどもが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことができるよう、教育支援、生活支援、保護者への支援を総合的に推進します。

| No | 施策                | 取組の内容                                                                                                       |
|----|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | こどもの貧困の解消         | こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律や生活困窮者自立支援法の施行を踏まえ、これまでの経済的支援を継続するとともに、奨学金制度の周知や食事・栄養の確保、就労支援などを推進し、こどもの貧困の解消を図ります。 |
| 2  | 生活が困窮している家庭への相談支援 | 生活に困窮している子育て家庭の困りごとについて、「総社市生活困窮支援センター」を核として、重層的な関係機関と連携を図りながら相談支援を行い、解決への展望を見出します。                         |

| No | 施策                      | 取組の内容                                                                                                    |
|----|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3  | 生活が困窮している家庭のこどもに対する学習支援 | 貧困の世代間の連鎖を断ち切り、積極的な人材育成を行うため、地域の人や大学生などによる学習支援を行います。また、家庭への負担軽減のため、公共施設で実施することにより、こどもの居場所の確保につなげます。      |
| 4  | 子ども食堂やフードドライブ活動の周知・啓発   | こどもやその親に対し、栄養のある食事や温かな団らんを提供する「子ども食堂」の利用や家庭や企業等で余った食品を募り、生活困窮家庭等へ提供する「フードドライブ活動」について、周知・啓発し、必要な家庭に提供します。 |

### (5) 発達に課題や障がいのあるこども・若者への支援の推進

心身の障がいにより、日常生活や社会活動で多くの制約を受けているこども・若者について、ノーマライゼーションの理念の下、その制約を少しずつでも取り除き、家庭や地域で安心して暮らせるよう、環境整備に努めます。

| No | 施策                | 取組の内容                                                                                                                         |
|----|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 支援のための情報共有体制の整備   | 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を図るとともに、保育所等とより連携できる体制整備に努めます。また、相談支援事業所と連携を図り、障がいのあるこども及び保護者の相談環境の充実を図ります。                      |
| 2  | 療育相談事業（総合検診）の推進   | 幼児の心身の発達の遅れについて、総合的な発達検査を行い、その結果に基づき適切な相談支援、生活指導、早期療育等を進めます。                                                                  |
| 3  | ペアレントサポート講座の充実    | 同じ悩みを抱える保護者に、少人数で情報交換しながら、こどもの発達に合った具体的な対応方法を連続した講座で学ぶことで、育児負担感の軽減に努めます。                                                      |
| 4  | 発達障がい児等への切れ目のない支援 | 配慮を必要とするこどもへの適切な指導及び義務教育終了後のサポート体制の強化を図ります。また、総社市障がい者基幹相談支援センターと連携し、生活の相談から必要な支援につなぎます。                                       |
| 5  | 医療的ケア児への支援の充実     | 医療的ケアが必要なこどもについて、支援の充実を図り、地域の支援体制整備に努めます。また、医療的ケア児や家族が安心して家庭で暮らせるよう、地域で孤立しないような親同士で交流できる機会やSNSを利用した発信により情報を随時伝達できるような体制を整えます。 |

## (6) 生きづらさを抱えたこども・若者等への支援の推進

各部署が連携し、生きづらさを抱えたこども・若者等が、困ったときに気軽に相談できる人や窓口をできるだけ多く確保するように努めます。

| No | 施策                          | 取組の内容                                                                                                                                                            |
|----|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 家庭児童相談員を中心とした相談事業の充実        | 総社市こども家庭センターの家庭児童相談員を中心に、学校や幼稚園・保育所・認定こども園、地域の主任児童委員、民生委員児童委員、子育て支援団体などと連携を図りながら、こどもや保護者の支援を行います。                                                                |
| 2  | こども・若者から発信の相談体制の整備          | 「総社市こども相談LINE」を開設し、こども・若者が、今まで誰にも言えなかったさまざまな悩みを、LINEを通じて発信でき、きめ細やかな相談に対応できる体制を整備します。                                                                             |
| 3  | こころの健康対策の推進                 | 学校保健委員会により、こどものこころの健康について正しく理解を深めるための啓発や学習機会の充実を図ります。また、学校現場でGIGA端末などを使い、いつでも児童・生徒が相談したいと発信できるよう、教育相談等に対応を強化するとともに、関係者の情報を共有し、虐待や発達障がいの問題などにも対応できるよう、連携体制を強化します。 |
| 4  | 情報提供・相談体制の充実                | 総社市こども家庭センターにおいて、外国籍のこどもやひきこもりの若者をはじめ、困難な問題を抱える人が健やかに成長し、その家庭が地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携を密にし、情報提供や相談の充実を図ります。                                                        |
| 5  | スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーの活用 | 各小・中学校にスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーを派遣し，児童・生徒や保護者の悩みなどの相談を受け，多機関と連携して必要な支援につなぎます。                                                                                    |
| 6  | いじめの防止対策の充実                 | いじめ防止対策推進法を踏まえ，総社市及び学校において「いじめ防止基本方針」を策定するとともに，対策組織を設置して，いじめの「未然防止」「早期発見」「いじめへの対処」に取り組めます。また，学校，地域及び関係機関が連携して，「いじめ問題等協議会」の開催及び研修の充実に努めます。                        |
| 7  | 総社市権利擁護センターの周知              | こども・若者の権利に関する困難な事例については，総社市権利擁護センターへつなぎ，専門的支援が受けられることを周知します。                                                                                                     |
| 8  | こども・若者の自殺対策                 | いのち支える総社市自殺対策推進計画（第2次）に基づき，こども・若者が，SOSを出しやすい環境づくりを推進します。                                                                                                         |

## 基本目標4 “そうじゃっ子”が健やかに成長する

### (1) 安心できる相談体制と情報発信の充実

不安や悩みを解消し、こどもを安心して産み育てることができるよう、相談体制の充実を図ります。

| No | 施策                        | 取組の内容                                                                                                                                  |
|----|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 母子保健情報のDX化の推進             | 子育てアプリを活用し、母子保健情報のデジタル化を進め、妊娠期から子育て期に関する情報の発信を強化します。                                                                                   |
| 2  | 妊婦のための支給給付・妊娠等包括支援相談事業の実施 | 総社市こども家庭センターにおいて、妊娠届出時により把握した妊婦に対し、給付金の支給による経済的支援と、妊婦やその配偶者等に対する面談の実施により、必要な情報提供や一人ひとりに寄り添った相談に応じるとともに、必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。         |
| 3  | そうじゃ出産おめでとうギフトの支給         | 総社市に住所のある赤ちゃんを子育てしている保護者に、そうじゃ出産おめでとうギフト（おむつ等クーポン券ほか）をプレゼントします。                                                                        |
| 4  | 育児相談の充実                   | 総社市こども家庭センターにおいて、保健師や栄養士、母子保健コーディネーター（保健師）や産婦コーディネーター（助産師）が授乳や離乳食等の相談に応じます。また、子育てほっとメールや電話、SNS等により、子育てに不安を抱えている方に随時相談に応じ、育児不安の軽減に努めます。 |
| 5  | 外国人の家庭へのわかりやすい情報提供        | 市の母子保健情報や外国人向け乳幼児健康診査票・予防接種予診票等に加え、家庭訪問、小児科医受診、健診会場等への多言語通訳派遣等により、外国人の家庭へのわかりやすい情報提供や支援に努めます。                                          |



## (2) 母子保健及び健康づくりの充実

安心してこどもを産み、健やかにこどもを育てるため、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を推進します。

| No | 施策                                     | 取組の内容                                                                                                                                      |
|----|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 生殖補助医療・不育治療の費用助成の実施                    | 生殖補助医療・不育治療に対する費用助成を行うとともに、情報提供セミナーや相談機関の案内などを行います。                                                                                        |
| 2  | 親子健康手帳の交付と妊婦健康診査への助成実施                 | 総社市こども家庭センターにおいて、親子健康手帳の交付時に、必要な情報やサービスをサポートプランとして提示し、妊婦の健康の保持・増進と安全な出産を迎えるために、妊婦健康診査に対する無料券を配布します。また、産科医療機関等と連携し、安全・安心な妊娠・出産支援に努めます。      |
| 3  | 産後ママいきいきケア事業（産後ケア事業・産婦健康診査の実施）の充実と利用促進 | 産後うつの予防や虐待防止のために、出産後の母体の身体的回復や心理的な安定の促進を図るとともに、育児支援や心身のケアを図るため、産後ケア利用の助成を行います。また、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の無料券を助成し、産婦健康診査の周知に努めます。 |
| 4  | 周産期における配慮の必要な家庭への支援                    | 周産期医療機関等と連携し、多胎児や低出生体重児、病気や障がいのあるこどもの家庭を早期に把握・介入し、関係機関と連携しながら、一人ひとりに寄り添った継続的な支援に努めます。                                                      |
| 5  | 新生児・乳児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）の実施               | 4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、発育・育児状況の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては養育支援訪問や適切なサービス提供を紹介します。                |
| 6  | 乳幼児の疾病等の早期発見及び適切な保健指導の実施               | 小児科医等と連携し、医療機関で行う1か月児乳児健康診査と市で行う乳児健康診査（4か月児）及び1歳6か月児・3歳児健康診査において、乳幼児の発育と栄養状態、運動発達、精神発達などの異常や疾病を発見し、早期に適切な指導及び措置を行います。                      |
| 7  | こどもの発育発達相談の実施                          | 乳幼児健康診査等の結果、経過観察を必要とする乳幼児に対して、小児神経発達専門小児科医による健康診査や臨床心理士による発達相談を行い、その結果に基づいて適切な指導及び措置を行います。また、疾病等の早期発見・早期治療により育児不安の軽減に努めます。                 |

| No | 施策                   | 取組の内容                                                                                                                                                 |
|----|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8  | そうじゃ式早期一貫サポートシステムの実施 | 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校との連携により、集団生活の中で困り感や不安をもつ4歳児のこどもや保護者に対して、適正な医療や療育につなげるとともに、小学校へ入学した時に学校生活にスムーズになじめるよう、円滑な情報の提供を行います。                                 |
| 9  | 予防接種の推進              | 乳幼児、小・中学生、高校生に対して予防接種を実施し、対象疾患の予防と医療費削減を図るとともに、積極的勧奨を行い、予防接種の必要性和正しい知識の普及啓発に努めます。また、定期接種だけでなく、任意の予防接種（おたふくかぜ、風しん、インフルエンザ等）に対しても費用助成を行い、接種勧奨を継続して行います。 |
| 10 | 家庭看護力向上のための取組の実施     | こどもが病気になったとき、親に緊急性の有無を見分け、適正な受診行動がとれるように、家庭看護力向上のための講座や相談会などを実施します。                                                                                   |



### (3) こども・若者の健やかな心身の育成

こども・若者の健やかな心身の健康づくりに関する知識の普及啓発を行うとともに、教育現場等と連携し、指導の充実を図ります。また、多様な性に関する正しい理解や知識の普及を図るとともに、安心して相談できる体制の強化を図ります。

| No | 施策                                   | 取組の内容                                                                                                            |
|----|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | こども・若者の食生活，睡眠時間の確保など基本的な生活習慣に関する普及啓発 | こども・若者の健やかな心身の育成のために、「早寝・早起き・朝ごはん」の継続的な推進や，基本的な食生活，身体活動・運動，睡眠時間の確保など生活習慣に関する指導や啓発を行います。                          |
| 2  | 多様な性に関する施策の促進                        | 日常生活の中で，性に関する正しい知識を伝えることができるよう，研修会等を実施し，多様な性への理解促進を図るとともに，教育現場等と連携を図り，性について相談できる場の確保に努めます。                       |
| 3  | 発達段階に応じた性教育の推進                       | 学校と連携を図りながら，望まない妊娠や性感染症を防ぐ正しい知識の習得など，思春期の性教育相談の充実を図ります。                                                          |
| 4  | たばこ，アルコール，薬物などに対する知識の普及              | 学校と連携を図りながら，喫煙，アルコール依存症，薬物乱用などに対する教育及び周知・啓発を図ります。また，地域においてあらゆる機会を通じて，パンフレットなどを配布し，正しい知識の普及啓発を行います。               |
| 5  | 定期健康診断の実施                            | 学校保健安全法による定期健康診断を実施し，疾病の早期発見・早期治療を図ります。                                                                          |
| 6  | こども・若者の心身の健康づくりの推進                   | 健康そうじゃ21（第2次）に基づき，生活習慣病やがん，歯と口の健康づくりなどの正しい知識を周知し，受診行動を呼びかけます。また，こころの悩みを抱えるこども・若者やその家族が必要な時に相談を受けられるよう相談窓口を周知します。 |

## 基本目標5 “そうじゃっ子”が安心して教育・保育を受けられる

### (1) 就学前教育・保育の充実

保育所や幼稚園，認定こども園等の教育・保育事業の充実を図ります。

乳幼児期の教育の重要性や特性について，「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」を踏まえ，保育所や幼稚園，認定こども園等の教育・保育事業の質の向上を図ります。

さらに，妊娠・出産期から成長段階に応じて切れ目のない支援を行うという観点から，就学前の教育・保育施設と小学校との連携体制を整備します。

| No | 施策                      | 取組の内容                                                                                                 |
|----|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 保育所や幼稚園，認定こども園等の充実      | 保育等のニーズに適切に対応するため，既存施設の有効活用に加え，保育施設の整備，特例保育施設との連携等を踏まえながら，地域の実情に合わせた体制整備を図ります。                        |
| 2  | 保育士・保育教諭の確保             | 保育所，認定こども園のICT化による職場環境の改善，保育士養成課程在学生の学生実習及びインターンを積極的に受け入れ，保育士・保育教諭養成大学との連携など，保育士・保育教諭を確保するための取組を進めます。 |
| 3  | 地域型保育事業の提供              | 地域型保育事業について，小規模保育及び事業所内保育の実施を支援することを進めます。また，3歳になり卒園後は，連携園における受け入れを確保することとします。                         |
| 4  | 保幼小連携の推進                | 就学前から小学校への滑らかな接続を行うため，保育所や幼稚園，認定こども園と小学校との連携を深めます。                                                    |
| 5  | 認可外保育施設の充実              | 認可外保育施設との連携を図り，安定した保育の提供，保育従事者の資質向上のための支援を行います。                                                       |
| 6  | 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 | 子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保を行い，保護者の経済的負担の軽減や利便性の向上を図ります。                                              |

## (2) 放課後児童クラブの充実

すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、また、保護者が安心して子育てと仕事を両立することができるよう、放課後の居場所を確保します。

| No | 施策                       | 取組の内容                                                                                                                                  |
|----|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の拡充 | 保護者の就労などの理由により家庭で保育できない小学生を対象に、遊びと生活の場を提供し、地域住民の積極的な協力を得て、心身ともに健全な育成を図ります。また、高学年の利用ニーズも含めた地域の需要に対応するため、学校施設の有効活用を基本として量的拡充及び質の向上を図ります。 |
| 2  | 放課後児童クラブにおける指導体制の充実      | 指導内容の充実を図るとともに、研修の実施や他機関実施の研修案内により、放課後児童支援員の質の向上を図ります。また、クラブ間相互の連携を図り、運営及び指導体制を充実させます。                                                 |

## (3) 多様な保育事業の充実

保護者の多様な就労形態やニーズに対応する保育サービスの充実を図るとともに、すべての家庭が安心して子育てできるよう、保護者のリフレッシュや緊急時に利用できる一時預かり、ショートステイなどの充実を図ります。

| No | 施策                       | 取組の内容                                                                                                         |
|----|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 幼稚園預かり保育事業の充実            | 幼稚園で、希望する園児を対象に、教育時間前及び終了後に預かり保育を実施します。                                                                       |
| 2  | 保育所における一時預かり事業の実施        | 家庭で育児を行う保護者などの育児疲れの解消や緊急時の保育など、日中において一時的に家庭での育児が困難となった場合に、保育所における保育を行います。                                     |
| 3  | 延長保育・休日保育事業の充実           | 保護者の多様な就労時間や生活時間に対応するため、遅い時間への対応や量の拡充など、通常の保育時間を超えた保育の実施を図ります。また、日曜・祝日における保育についても、保護者のニーズを踏まえながら受入体制の確保に努めます。 |
| 4  | 病院における病児・病後児保育の実施        | こどもが病気の際に家庭での保育が困難な場合に、病院に併設する病児・病後児保育施設において一時的に保育を行います。                                                      |
| 5  | 乳児等通園支援事業の実施（こども誰でも通園制度） | 子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず、遊び及び生活の場を提供します。                                           |

| No | 施策                    | 取組の内容                                                     |
|----|-----------------------|-----------------------------------------------------------|
| 6  | 子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施 | 保護者の疾病などにより家庭での養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて一定期間の養育を行います。 |

#### （４）仕事と子育ての両立と共育での推進

仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、県や企業、労働者団体等の関係機関と連携し、育児休暇や有給休暇の取得促進、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及、啓発に努めるとともに、保護者や家庭と共に家事や育児等に参画することで、より豊かで充実した生活となるよう、男女共同参画を推進します。

| No | 施策                    | 取組の内容                                                                                |
|----|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発 | ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解や合意形成を促進するため、労働者、事業主、地域住民等への意識啓発を図ります。                            |
| 2  | 「そうじゃ家族の日」の啓発         | 総社市子ども条例に基づき、毎月第3日曜日の「そうじゃ家族の日」は、こどもを囲んで、家族がともに語り合っている過ごし方、家族のきずなを深める日とする意識の啓発を図ります。 |
| 3  | 男性の育児参画への推進           | 男性の育児・家事参加に関する意識を高めるため、父親の交流の場の提供や子育てに対する具体的な知識、技術が習得できる講座を開催します。                    |
| 4  | 女性の復職や再就職支援           | 妊娠・出産・子育て等で離職し、復職や再就職を希望する女性を対象に、先輩女性との座談会や専門家によるワークショップの催しなどの情報提供を行います。             |



## 基本目標6 “そうじゃっ子”が地域に支えられて育つ

### (1) 地域との連携によるこども・若者・子育て家庭支援の充実

こどもの保護者が不安や悩みを解消し、喜びを感じながら子育てと向き合うことができるよう、地域住民や子育て支援団体・関係機関などと連携し、子育て支援体制の充実を図ります。また、こども・若者が他者との関わりの中で、信頼関係を築き、ほめられたり、応援されて成功体験を重ねることで、自己肯定感を高めていけるよう、地域と共に進めていきます。

| No | 施策                    | 取組の内容                                                                                                                                    |
|----|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 地域子育て支援拠点事業の充実        | 「つどいの広場」や「地域子育て支援センター」において、妊産婦や就園前の親子の交流や世代間交流を行うとともに、妊娠、出産、産後、子育てについての相談、情報提供、助言など切れ目のない支援を行います。また、個別ニーズも多様化していることから、機能面の充実を図ります。       |
| 2  | ファミリー・サポート・センター事業の充実  | 育児の援助を受けたい人で行いたい人とが相互に援助を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。また、こどもの預かりや送迎、病児サポートなど、共働き世帯だけでなく、すべての子育て家庭を支援します。                                    |
| 3  | 「子育て王国そうじゃ」まちづくり事業の推進 | まち全体でこどもを見守り、育てていけるような「子育て王国そうじゃ」を目指して、産・学・民・官協働による、子育て支援の取組を進めます。                                                                       |
| 4  | 包括的見守りネットワークの強化       | 地域づくり協議会をはじめとする地域コミュニティや地域でこども・若者を支えている地域の委員、各種団体等の連携を密にし、地域を基盤とする、誰ひとり取り残さない全世代型見守りネットワークのつながりを強化します。                                   |
| 5  | 「赤ちゃんの駅」の推進           | 授乳やおむつ交換のスペースがある施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が外出しやすい環境づくりを促進します。また、野外イベント等へも安心して参加できるよう、おむつ交換台や授乳用の椅子等を備えた専用テントを貸し出し、地域全体で子育て家庭を支える意識の醸成を図ります。 |

| No | 施策                      | 取組の内容                                                                                               |
|----|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6  | コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進 | 地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるために、保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクールと、地域住民等との参画により地域と学校が連携する地域学校協働活動を推進します。 |

## (2) 家庭での子育て力の向上

こどもの成長における家庭の重要性について意識啓発を図るとともに、子育てをする保護者が自信と責任をもって子育てができるよう、子育てに関する正しい知識や技術を身につけるため、学習、情報交換の機会、親子のふれあう機会の充実に努めます。

| No | 施策                   | 取組の内容                                                                           |
|----|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | ペアレンティング・プログラムの実施    | 具体的、実践的にこどもの発達や子育ての知識や技術を学ぶ「ペアレンティング・プログラム」を実施します。                              |
| 2  | 民生委員児童委員、主任児童委員との連携  | 健やかにこどもを産み育てる環境づくりを地域ぐるみで推進するため、地域での見守り活動を積極的に実施している民生委員児童委員や主任児童委員との連携を強化します。  |
| 3  | 愛育委員・栄養委員との連携        | 子育て支援に係る事業（ラッコ広場等）や、地域で親子への声かけや見守りなど愛育委員・栄養委員との連携を強化します。                        |
| 4  | 子育て支援者のネットワークづくり     | 子育て支援に取り組む団体や関係機関が集い、子育て支援についての協議や情報交換による関係づくりを支援します。                           |
| 5  | ボランティア、NPO法人の活動支援    | 地域の団体、ボランティアやNPOに対し、子育て支援に関わる活動の場を提供することで、地域の子育て支援事業の活発化を図ります。                  |
| 6  | こどもまんなか社会の実現に向けた意識啓発 | 「こどもまんなか社会」実現のため、「こどもまんなか宣言」や「総社市子ども条例」を広く市民に啓発し、こども・若者の多様性を尊重し、応援する社会機運を醸成します。 |

### (3) こども・若者の安全安心の確保

こどもをさまざまな危険から守り、安全・安心に日常生活が過ごせるよう、地域の防犯、防災等に係る環境整備を進めます。

| No | 施策                 | 取組の内容                                                                                 |
|----|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 安全な子育て環境の整備        | 安全な子育て環境を整備するため、各種交通安全施設、自転車歩行者道、水路及び遊具などを点検整備します。また、防犯カメラ等の防犯対策の確認も行います。             |
| 2  | 交通安全指導の充実          | 交通安全指導員による交通安全教育と街頭指導を実施します。また、保育所・幼稚園・認定こども園において、実地指導、講演、映像などによる交通安全指導を行います。         |
| 3  | 防災意識・防災力向上         | 災害に備え、必要な知識や技能を習得し、各小学校区で行われる、自分の地域の体験型防災訓練に参加することを進めます。                              |
| 4  | 情報モラル教育の充実         | 教育現場において、児童・生徒にインターネットやスマートフォンの適切な利用や情報モラルに関して指導を行い、保護者にも家庭でのルールづくりを周知し、こどもを犯罪から守ります。 |
| 5  | 教育・保育施設における安全管理の強化 | 災害時における避難、不審者侵入時に対する対応など、体制整備を図るとともに、定期的な訓練の実施に努めます。                                  |
| 6  | 青少年の健全育成の強化        | 青少年育成センターや校外補導協議会等との連携を密にし、青少年の健全育成活動や非行防止活動を行います。                                    |

### (4) 地域資源の機能の充実・子育て施設の整備

こども・子育て支援の機能強化に係る施設整備や、施設の老朽化による改修など、子育て関連施設の環境改善の推進、また、こどもの居場所における機能の充実を図ります。

| No | 施策                              | 取組の内容                                                              |
|----|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 1  | 保育所、幼稚園及び放課後児童クラブなどの施設・設備の改修・整備 | 老朽化した保育所、幼稚園、放課後児童クラブや子育て支援施設等の改修や空調設備等の更新を行い、こどもが快適に過ごせる環境を整備します。 |
| 2  | こども・子育て支援の機能強化に係る施設整備           | 照明器具のＬＥＤ化など公共施設の整備により、子育て支援の充実を図ります。                               |

＜数値目標等＞

| 項 目                                                     |          | 令和6年度<br>(2024)<br>実績<br>※R5年度実績 | 令和11年度<br>(2029)<br>目標 | 基本目標           |
|---------------------------------------------------------|----------|----------------------------------|------------------------|----------------|
| こどもの権利保障<br>「自分の意見を聞いてもらえる」と思う<br>こどもの割合                | 小5・中2    | 94.8%                            | 100%                   | 基本目標1          |
| こどもの権利保障<br>「すべてのこどもに意見を表明する権利がある<br>ことを知っている」こどもの割合    | 小5・中2    | 28.9%                            | 100%                   | 基本目標1          |
| 自己肯定感向上<br>「自分のことが好き」と思うこどもの割合                          | 小5・中2    | 41.4%                            | 100%                   | 基本目標2          |
| 自己肯定感向上<br>「生活に満足している」と思うこどもの割合                         | 小5・中2    | 76.3%                            | 100%                   | 基本目標2          |
| 居場所の確保<br>「居場所がない」と思うこどもの割合                             | 小5・中2    | 0.7%                             | 0%                     | 基本目標2          |
| 居場所・生活困窮家庭支援<br>子ども食堂の開設数                               |          | ※9か所                             | 15か所                   | 基本目標2<br>基本目標3 |
| こどもの将来への希望<br>「自分の将来について明るい希望がある」<br>と思うこどもの割合          | 小5・中2    | 45.6%                            | 100%                   | 基本目標2          |
| こどもの悩み相談の発信<br>「悩みを誰にも相談していない」こどもの割合                    | 小5・中2    | 18.2%                            | 0%                     | 基本目標1<br>基本目標3 |
| 子育て支援に関する相談<br>「子育て支援に関する相談体制が充実して<br>いる」と評価する保護者の割合    | 就学前児童保護者 | 55.0%                            | 70%                    | 基本目標3          |
|                                                         | 小学生保護者   | 53.0%                            | 70%                    | 基本目標4          |
| こども虐待ゼロの実現<br>乳幼児健診未受診・未就園児・不就学児の状況把握                   |          | 100%                             | 100%                   | 基本目標1<br>基本目標3 |
| ヤングケアラーの認知度向上<br>「ヤングケアラーという言葉も内容も知っ<br>ている」こどもの割合      | 小5・中2    | 22.9%                            | 100%                   | 基本目標3          |
| こどもの健康づくり支援<br>「こどもの健康づくりを支援する体制が<br>充実している」と評価する保護者の割合 | 就学前児童保護者 | 57.8%                            | 70%                    | 基本目標4          |
|                                                         | 小学生保護者   | 56.9%                            | 70%                    |                |
| 仕事と子育ての両立支援<br>教育・保育事業の待機児童数（R6.4.1）                    |          | 9人                               | 0人                     | 基本目標5          |
| 仕事と子育ての両立支援<br>放課後児童クラブの待機児童数（R6.4.1）                   |          | 15人                              | 0人                     | 基本目標5          |
| 地域の子育て支援<br>「自分自身の子育てが地域の人々や社会全体に<br>支えられている」と感じる保護者の割合 | 就学前児童保護者 | 58.6%                            | 70%                    | 基本目標6          |
|                                                         | 小学生保護者   | 65.1%                            | 70%                    |                |
|                                                         | 中学生保護者   | 56.3%                            | 70%                    |                |
| 地域の子育て支援<br>「総社市は子育てがしやすい」と思う<br>保護者の割合                 | 就学前児童保護者 | 78.6%                            | 100%                   | 基本目標6          |
|                                                         | 小学生保護者   | 85.8%                            | 100%                   |                |
|                                                         | 中学生保護者   | 89.3%                            | 100%                   |                |